

第5章

計画の推進体制

1 推進体制

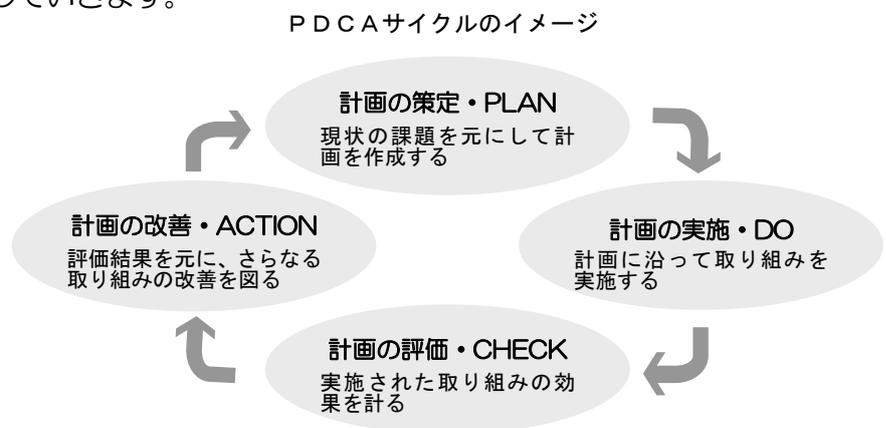
男女共同参画に関する施策は、町政のあらゆる分野にわたっています。より効果的に施策を進めていくため、庁内の連携を強化するとともに、男女共同参画推進会議を活用した計画の推進を図ります。

また、男女共同参画社会の形成を推進していくためには、行政だけでなく住民・地域・事業者・各種団体等が連携し、本計画に基づいた取り組みを様々な場面で展開していくことが必要です。このため、住民の参画を広く求め、協働のもとに推進していきます。

2 計画の進行管理と評価の実施

本計画をより実効性のあるものとするためには、施策の効果等を検証・評価し、必要に応じて実施方法などを見直していくことが重要です。このため、本計画に位置づけられる取り組みについては、指標項目を設定し、関連する各課において1年に1回実施状況の確認を行うことで、町職員における男女共同参画意識の向上を図るとともに、年次ごとにこの計画の進捗状況をチェックします。進捗管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

そして、本町の男女共同参画計画を推進するため、意見調整や提言などを行う住民代表機関である精華町男女共同参画審議会に必要に応じて報告を行い、幅広い意見を受けながら計画の管理を進めます。



3 計画の数値目標

計画全体を評価する指標として数値目標を以下のとおりに設定します。各項目について男女共同参画の視点による評価、公表を行い、目標や取り組みの見直しを行います。

	指標	現状値	目標値 (H31)	
基本方針 1 人権についての意識を高める	人権研修会の実施	年 3 回	累計 15 回	
基本方針 2 男女共同参画の意識をひろめる	男女共同参画に関する研修会等への参加人数	1,073 人	累計 1,000 人	
基本方針 3 女性に対する暴力を根絶する	DV 啓発資料の作成・配布	6,098 部	累計 10,000 部	
基本方針 4 メディアにおける男女の人権を尊重する	メディアリテラシー向上のための広報誌への記事の掲載	年 1 回	累計 5 回	
基本方針 5 男女が働きやすい環境の整備	町男性職員の育児休業取得率	5%	10%	
	子育て世代における女性の労働力率（労働力人口/女性の人口）	30～34 歳	63%	77%
		35～39 歳	58%	63%
基本方針 6 誰もが安心して暮らせるまちをつくる	ふれあいサロン開設地区数	27地区	累計 33地区	
基本方針 7 仕事と家庭・地域活動が両立できる環境をつくる	父子手帳の配布数	1,665冊	累計 2,100冊	
	父親向け啓発冊子の配布	1283冊	累計 1,750冊	
基本方針 8 男女がともにまちづくりに取り組む	審議会等の女性委員登用割合	29%	40%	
基本方針 9 生涯を通じた男女の健康を支援する	特定健診受診率	38%	45%	
	乳がん健診受診率	37%	35%	
	子宮がん健診受診率	23%	35%	
基本方針 10 政策・方針決定の場での男女共同参画を推進する	女性のいる審議会の割合	85%	100%	
基本方針 11 住民活動を支援する	ボランティア養成研修会の実施	年 1 回	累計 5 回	
基本方針 12 町行政組織における男女共同参画を推進する	女性管理職員比率（課長級以上）	11%	30%	

注) 現状値は小数点以下を四捨五入しています。